

産業用A契約

(選択約款)

2025年1月20日実施

東京ガス山梨株式会社

目 次

1. 目的.....	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義.....	2
4. 適用条件.....	3
5. 契約の締結および契約期間.....	3
6. 使用量の算定.....	4
7. 料金.....	5
8. 料金の支払方法.....	5
9. 延滞利息.....	6
10. 単位料金の調整.....	6
11. 契約の精算額.....	7
12. 契約最大時間流量超過時の取扱い.....	11
13. 契約最大需要月使用量超過時の取扱い.....	11
14. 名義の変更.....	11
15. 契約の変更または解約.....	11
16. 契約の変更または解約に伴う契約最大時間流量超過精算額または契約最大需要月使用量超過精算額の差額精算	12
17. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額.....	12
18. 本支管工事費の精算.....	13
19. 緊急調整時の措置.....	13
20. その他.....	14
附則	15
別表	16

1. 目的

本選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、当社が定める託送供給約款または一般ガス供給約款を変更した場合、法令の改正により本選択約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、本選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものといたします。
- (2) 当社は、本選択約款を変更した場合、(3)および(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (3) 本選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) 本選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

本選択約款および本選択約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」および一般ガス供給約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「契約最大時間流量」とは、契約期間における 1 時間あたりの最大の使用予定量をいいます。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約期間における各料金算定期間の使用予定量をいいます。なお、各料金算定期間は、その各料金算定期間の末日が属する月をもって表示いたします。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約期間においてお客さまが引取らなければならぬ量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を 12 で除したものをいいます。この場合、その計算の結果、1 立方メートル未満の端数が生じた場合にはその端数を切捨てます。
- (6) 「最大需要期」とは、1 月の定例検針日が料金算定期間の末日となる料金算定期間から 4 月の定例検針日が料金算定期間の末日となる料金算定期間をいいます。
- (7) 「契約最大需要月使用量」とは、契約期間における最大需要期の契約月別使用量のうち最も大きいものをいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたします。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合にはその端数を切捨てます。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の } 1 \text{ か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切捨てます。
- (10) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。
- (11) 「単位料金」とは、10 に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (12) 「ガス小売事業者」とはガス事業法第 2 条第 3 項に規定される事業者をいいます。
- (13) 「託送供給約款」とはガス事業法第 2 条第 6 項に規定される

一般ガス導管事業者がガス事業法第48条に従い定める託送供給約款をいい（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）、本選択約款においては当社の託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）をいいます。

- (14) 「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。
- (15) 「ガス小売供給に係る無契約状態」とは、お客さまが5(1)の申込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。なお、当社は、いずれのガス小売事業者とも託送供給契約が締結されていないにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合（当社がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。

4. 適用条件

本選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- (1) 契約年間使用量が500,000立方メートル未満であること。
- (2) 契約最大時間流量が5立方メートル以上であること。
- (3) 契約年間使用量が契約最大時間流量の600倍以上であること。
- (4) 契約月平均使用量が2,396立方メートル以上であること。
- (5) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上あること。
- (6) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (7) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結および契約期間

- (1) 本選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた契約を当社と締結していただきます。
- (2) お客さまが、新たに本選択約款にもとづく契約の締結を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しよう

とする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、お客さまの過去の実績、同一業種の操業度、および使用設備の内容等を参考にして、お客さまとの協議により次の契約使用量等を定めるものいたします。

- ①契約最大時間流量
- ②契約最大需要月使用量
- ③契約年間使用量
- ④契約年間引取量
- ⑤契約月平均使用量
- ⑥契約月別使用量

- (3) 契約期間は原則として1年間とし、契約に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (4) 3(15)のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日をその開始日といたします。
- (5) 当社は、本選択約款または他の選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所において本選択約款にもとづく契約の申込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金または延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、本選択約款にもとづく契約の申込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

- (1) 当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスマーターの読みにより使用量を算定いたします。
- (2) 定例検針日は原則として毎月当社の第1営業日といたします。なお営業日とは、一般ガス供給約款に規定する休日でない日をいいます。
- (3) 当社は原則として負荷計測器により、1時間あたりの最大の使

用量（以下「実績最大時間流量」といいます。）を算定いたします。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によりその月における実績最大時間流量を算定いたします。

(4) 負荷計測器本体費用は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担といたします。

7. 料金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、6 の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。
- (3) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して 30 日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目（以下「支払期限日」といいます。）が一般ガス供給約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (4) お客さまと当社との協議により当社が継続して当社との他の契約の料金と一緒に請求することとした場合の支払期限日は、(3)の規定にかかわらず、一般ガス供給約款の規定によるものといたします。
- (5) お客さまが新たにガスのご使用を開始した日と契約開始日が同日の場合は、一般ガス供給約款 22 (3) および 22 (4) の規定にもとづき日割計算を行います。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が 36 日以上になった場合を除きます
- (6) お客さまの都合や契約違反により本選択約款にもとづく契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は (1) の規定にもとづき算定した 1 か月あたりの基本料金全額といたします。

8. 料金の支払方法

- (1) ガスをご使用になるお客さまは、料金（9 の規定による延滞利息を含みます。）を毎月お支払いいただきます。
- (2) 料金（9 の規定による延滞利息および 11、17 の規定による精算額を含みます。）は、(4) の場合を除き、口座振替または払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。
- (3) お客さまが当社指定の様式のうち払込書によって料金を支払われる場合、当社が別途定める場合を除き、払込書発行手数料と

して、原則、払込書の発行等に係る費用に相当する金額を、料金とあわせてご負担いただきます。

(4) 一般ガス供給約款 37(1)①および②に規定する料金または延滞利息は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

9. 延滞利息

(1) お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払の日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合には延滞利息は申し受けません。

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払の日までの日数×0.0274%（1円未満の端数切捨て）

(備考)

消費税等相当額の算定方法は、別表第1(4)のとおりといたします。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後の支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

10. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(5)のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

= 基準単位料金 + 0.075 円 × 原料価格変動額 / 100 円 × (1 + 消費税率)

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1 立方メートルあたり)

= 基準単位料金 - 0.075 円 × 原料価格変動額 / 100 円 × (1 + 消費税率)

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切捨て。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トンあたり)

124,180 円

② 平均原料価格 (トンあたり)

別表第 1 (5) に定められた各 3 ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり LNG 平均価格 (算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。) およびトン当たりプロパン平均価格 (算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。) をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} = & (\text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9748 \\ & + \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0404) \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算式)

a. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

b. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

11. 契約の精算額

本選択約款にもとづく契約に関する精算額は、最大時間流量倍率

未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額、契約最大時間流量超過精算額および契約最大需要月使用量超過精算額とし、当社は、それぞれの精算額を、原則として、当該それぞれの未達または超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。ただし、次の(1)、(2)および(5)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切捨てます。

(1) 最大時間流量倍率未達精算額

お客さまの契約期間における実績使用量（以下「実績年間使用量」といいます。）が、契約最大時間流量の600倍未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によつて算定する金額を限度とし、最大時間流量倍率未達精算額といいたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

最大時間流量倍率未達精算額＝

$$\{(契約最大時間流量の600倍に相当する年間使用量)-(実績年間使用量)\} \times (契約に定める契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額 \times 2)$$

なお、この未達精算額は、当該契約期間に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量をもとに一般ガス供給約款の規定にもとづき算定した料金総額をこえない範囲で算定するものといたします。

(2) 年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率〔(契約期間における1か月あたり平均実績使用量／契約期間における最大需要期の1か月あたり平均実績使用量)×100をいいます。〕が75パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によつて算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といた

します。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合は、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

年間負荷率未達精算額＝

$$\begin{aligned} & \{(\text{負荷率 } 75\% \text{ に相当する年間使用量}) - (\text{実績年間使用量}) \} \\ & \times (\text{契約に定める契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を} \\ & \text{契約年間使用量で除し、小数点以下第 } 3 \text{ 位を四捨五入した額} \times 2) \end{aligned}$$

なお、この未達精算額は、当該契約期間に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量をもとに一般ガス供給約款の規定にもとづき算定した料金総額をこえない範囲で算定するものといたします。

(備考)

負荷率 75 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の 1 か月あたり平均実績使用量に 0.75 を乗じ、その量を 12 倍したものといたします。

(3) 契約年間引取量未達精算額

お客様の実績年間使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

契約年間引取量未達精算額＝

$$\begin{aligned} & \{(\text{契約年間引取量}) - (\text{実績年間使用量}) \} \\ & \times (\text{契約に定める契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を} \\ & \text{契約年間使用量で除し、小数点以下第 } 3 \text{ 位を四捨五入した額}) \end{aligned}$$

(4) 契約最大時間流量超過精算額

お客様の最大需要期の実績最大時間流量が契約最大時間流量の 105 パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）をこ

えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大時間流量超過精算額といいたします。ただし、当該実績最大時間流量が契約最大時間流量の 130 パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）以下であって、12（1）の規定が適用される場合を除きます。

契約最大時間流量超過精算額＝

$$\begin{aligned} & \{(実績最大時間流量) - (契約最大時間流量 \times 1.05)\} \\ & \times \{(流量基本料金単価相当額 \times 1.1) \times 12\} \end{aligned}$$

なお、契約期間中に契約最大時間流量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大時間流量超過精算額といいたします。

（5）契約最大需要月使用量超過精算額

お客様の契約期間における最大需要期のいずれかの月における実績使用量（以下「実績最大需要月使用量」といいます。）が契約最大需要月使用量の 105 パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）をこえた場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大需要月使用量超過精算額といいたします。ただし、当該実績最大需要月使用量が契約最大需要月使用量の 130 パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）以下であって、13（1）の規定が適用される場合を除きます。

契約最大需要月使用量超過精算額＝

$$\begin{aligned} & \{(実績最大需要月使用量) - (契約最大需要月使用量 \times 1.05)\} \\ & \times \{(最大需要月基本料金単価相当額 \times 1.1) \times 12\} \end{aligned}$$

なお、契約期間中に契約最大需要月使用量超過精算額を申し

受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大需要月使用量超過精算額といたします。

12. 契約最大時間流量超過時の取扱い

- (1) 契約期間中における実績最大時間流量が契約最大時間流量の105パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）をこえた場合には、原則として当該実績最大時間流量を下限として次の契約期間における契約最大時間流量を定めます。
- (2) 当社は、①または②の場合には(1)の規定を適用いたしません。
 - ①契約期間満了に伴って本選択約款にもとづく契約を終了する場合
 - ②当社がやむをえないと判断した場合

13. 契約最大需要月使用量超過時の取扱い

- (1) 契約期間中における実績最大需要月使用量が契約最大需要月使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）をこえた場合には、原則として当該実績最大需要月使用量を下限として次の契約期間における契約最大需要月使用量を定めます。
- (2) 当社は、①または②の場合には(1)の規定を適用いたしません。
 - ①契約期間満了に伴って本選択約款にもとづく契約を終了する場合
 - ②当社がやむをえないと判断した場合

14. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本選択約款にもとづく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

15. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2の規定により本選択約款が変更された場合は、双方協議して本選択約款

にもとづく契約を変更または解約することができるものといたします。

- (2) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出にもとづき、本選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。
- (3) お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合および11の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。)には、当社は本選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。
- (4) お客さまがガス使用契約を解約し、新たに他のガス小売事業者からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申込みをしていただきます。当社は、当該ガス小売事業者からの依頼を当社(導管部門)を介して受け、お客さまとのガス使用契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日といたします。
- (5) 本選択約款にもとづく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款にもとづく契約の申込みがあったものとして取り扱うことがあります。

16. 契約の変更または解約に伴う契約最大時間流量超過精算額または契約最大需要月使用量超過精算額の差額精算

本選択約款にもとづく契約の変更または解約が生じた場合であって、契約変更月もしくは解約の日が属する月以前に契約最大時間流量超過精算額または契約最大需要月使用量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、①または②の場合を除き、各精算額算定式のうち「12」とあるのを「契約開始の日が属する月から解約の日が属する月までの月数」として当該それぞれの精算額を算定しなおして差額精算いたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切捨てます。

- ① 15(1)の規定による契約の変更または解約であって当社がやむをえないと判断しない場合
- ② 15(3)の規定による解約の場合

17. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

- (1) 当社は、契約の解約が①または②の場合を除き、(2)または(3)の規定にもとづき契約中途解約精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を

切捨てます。

- ① 15(1) の規定による契約の解約であって当社がやむをえないと判断した場合
- ② 15(2) の規定による解約の場合
- (2) 新たに本選択約款にもとづく契約を締結しない場合には、当社は解約の日が属する月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。なお、新たに他の選択約款にもとづく契約を締結する場合には、(3) の規定によるものといたします。

契約中途解約精算額＝

$$\begin{aligned} & (1 \text{か月あたりの基本料金相当額}) \\ & \times (\text{解約日の属する月の翌月から契約終了月までの残存月数}) \end{aligned}$$

- (3) 新たに本選択約款にもとづく契約を締結する場合であって、解約日の翌日から契約最大時間流量もしくは契約最大需要月使用量をそれまでの契約量より減少する新たな契約を締結する場合または新たに他の選択約款にもとづく契約を締結する場合には、当社は解約の日が属する月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

契約中途解約精算額＝

$$\begin{aligned} & \{(\text{前契約の1か月あたりの基本料金相当額}) \\ & - (\text{新契約の1か月あたりの基本料金相当額}) \} \\ & \times (\text{解約日の属する月の翌月から前契約終了月までの残存月数}) \end{aligned}$$

18. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う設備の新增設後 1 年未満の契約期間中において、お客さまが本選択約款にもとづく契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の延長または入取替工事に係る当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

19. 緊急調整時の措置

当社は、一般需要に先立つてお客さまに緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、11 の契約の精算額については、双方協議して算定

するものといたします。

(1) 定額基本料金割引額 =

$$\begin{aligned} & \text{定額基本料金} \times (\text{調整時間} \div \text{当該月の時間数}) \\ & \times (\text{1時間あたりの平均調整量} \div \text{契約最大時間流量}) \end{aligned}$$

(2) 流量基本料金割引額 =

$$\begin{aligned} & \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大時間流量} \\ & \times (\text{調整時間} \div \text{当該月の時間数}) \\ & \times (\text{1時間あたりの平均調整量} \div \text{契約最大時間流量}) \end{aligned}$$

(3) 最大需要月基本料金割引額 =

$$\begin{aligned} & \text{最大需要月基本料金単価} \times \text{契約最大需要月使用量} \\ & \times (\text{調整時間} \div \text{当該月の時間数}) \\ & \times (\text{1時間あたりの平均調整量} \div \text{契約最大時間流量}) \end{aligned}$$

20. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

附則

1. 本選択約款実施の期日

本選択約款は、2025年1月20日から実施いたします。

2. 本選択約款の掲示

当社は、本選択約款を事業所等に掲示いたします。本選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに本選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容およびその効力発生時期を周知いたします。

(別表第1)

料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金、流量基本料金および最大需要月基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた額、最大需要月基本料金は最大需要月基本料金単価に契約最大需要月使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

料金

= 定額基本料金

+ 流量基本料金単価 × 契約最大時間流量

+ 最大需要月基本料金単価 × 契約最大需要月使用量

+ 単位料金 × 使用量

- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

= 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) (1円未満の端数切捨て)

- (5) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月末日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月ま

での平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤料金算定期間の末日が 5月 1 日から 5月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 12月から当年 2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥料金算定期間の末日が 6月 1 日から 6月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 1月から 3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦料金算定期間の末日が 7月 1 日から 7月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 2月から 4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧料金算定期間の末日が 8月 1 日から 8月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 3月から 5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨料金算定期間の末日が 9月 1 日から 9月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 4月から 6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩料金算定期間の末日が 10月 1 日から 10月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 5月から 7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪料金算定期間の末日が 11月 1 日から 11月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 6月から 8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が 12月 1 日から 12月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 7月から 9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第2)

料金表

(1) 定額基本料金

1か月につき	19,800円 (消費税等相当額を含みます。)
--------	----------------------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	440.60円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

(3) 最大需要月基本料金単価

1立方メートルにつき	5.47円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	--------------------------

(4) 基準単位料金

1立方メートルにつき	125.92円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

(5) 調整単位料金

(4) の基準単位料金をもとに 10 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。